

## 製品保証規定

この保障規定は、お客様がお買上げ頂いた製品に関して、松本無線パーツ株式会社 岩国(以下、弊社といいます)が保証する内容について明記しています。お客様は下記の保障規定をご理解の上、弊社の製品をご使用ください。

### 第1条(目的)

1. 本規定は弊社の製品(以下、「本製品」といいます)に関する保証責任の取り扱いについて定めるものとします。
2. お客様が本製品の使用を開始された時点で、お客様は本規定に同意して頂いたものとし、お客様と弊社との間で本規定の効力が有効に生ずるものとします。

### 第2条(保証対象及び保証期間)

弊社は、お客様が本製品をお買上げ頂いた日から1年以内(以下、「保証期間」といいます)に本製品について以下の各号のいずれかに該当した場合(以下、「不良」といいます)、次条に定める保証責任を負うものとします。

なお、お買上げ日の証明は本製品発送時に同梱される「納品書」または「領収書」とします。

- ①本製品の外形または内部に本製品の用途または機能を損なう変質または変形が発生した場合。
- ②本製品が製品仕様書に定められた性能を発揮しない場合。

### 第3条(保証内容)

1. 弊社は、保証期間中の本製品が適切な使用環境のもと「取扱説明書」に従って実質的に動作しない場合(以下「不良品」といいます)、自らの裁量によって無償の修理、交換または代金返還のいずれかにより対応するものとします。
2. 修理、交換に関しては該当品の輸送によるものとし、現地への出張による対応は行いません。
3. 製品の補修用部品の最低保有期間は、製造打ち切り後5年間です。その補修用部品保有期間を修理可能期間とさせていただきます。ただし使用部品の入手が製造会社の製造中止等により不可能になった場合は、保有期間が短くなる場合もあります。
4. 修理の履行に伴って交換された全ての不良部品は弊社に返品いただくものとし、所有権は弊社に帰属するものと致します。有償修理時の交換部品も弊社に帰属するものと致します。

### 第4条(免責事項)

1. 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、不良に関して前条に定める保証責任を負わないものとします。
  - ①本製品の「仕様書」、「取扱説明書」等に違反することによって不良が発生した場合。
  - ②本製品が、設置または接続された装置・機器・ソフトウェア等による外的要因に起因して不良が発生した場合。
  - ③お客様が事前に弊社の承諾を得ることなく本製品の分解・改造・補修等を行ったことにより不良が発生した場合。
  - ④火災・地震・台風・落雷等の天災地変または、公害・塩害・静電気・停電・異常電圧等の外部的要因に起因して不良が発生した場合。
  - ⑤本製品の販売時点における科学または技術に関する知見によっては、弊社が不良を予測することが出来ない場合。
  - ⑥通常使用に基づく本製品の自然消耗または経年劣化により不良が発生した場合。
  - ⑨本製品が日本以外の国において使用したことによって不良が発生した場合。

2. 弊社は第3条第1項の措置の実施の有無を問わず、不良に起因してお客様に生じた通常損害、特別損害、機会損失、逸失利益、事故補償、当社製品以外の製品（本製品と通信回線等により接続されているか否かを問いません）に関する損傷、損失、不具合、データ損失および不良を補修するための費用（人件費、工事費、交通費、運送費等をいいますが、これらに限られません）のいずれに関しても、一切の責任を負わないものとします。

3. お客様が使用されるシステム・機械・装置等への本製品の適合性はお客様自身でご確認いただくものとし、弊社に於いてこれらとの適合性について一切の責任を負わないものとします。

万一、お客様がご購入された本製品に、誤品、欠品、破損が発生した場合、その製品が使用できないことによって、お客様に生じた損害のうち逸失利益、営業損害、その他の派生的損害、特別損害、間接的または懲罰的な損害に対する責任、または第三者からお客様に対してなされた賠償責任に基づく損害について、弊社は責任を一切負わないものと致します。いかなる場合においても、本保証規定に基づき弊社の損害賠償責任は、本製品におけるお客様の購入代金を上限とさせていただきます。

#### 第5条(その他)

製品に関する仕様書・取扱説明書・カタログ等の記載内容は、事前に予告なしに変更する場合があります。

製品に関する弊社の責任は、本規定をもって全てとし、弊社はこれ以外に一切の責任を負わないものとします。

製造・販売元 松本無線パーツ株式会社 岩国